

## 入札結果確認期間導入試行の事務要領

### 1. 試行の目的

燕市が執行する建設工事等の入札において、公契約関係競売入札妨害等の再発を防止するため、入札・契約制度の一部を見直すこととし、落札者決定時におけるチェック機能として、入札結果確認期間の導入を試行する。

### 2. 試行の対象

燕市が執行する建設工事のうち、土木一式工事、管工事（機械設備を除く）、及び舗装工事で、予定価格が1,000万円以上の入札案件を試行の対象とする。

### 3. 入札結果の確認

入札結果の確認に必要な事項は、当該一般競争入札の公告文書に記載する。

- ・ 入札結果確認期間
- ・ 公表設計書の閲覧場所（用地管財課）
- ・ 質問書の送信先（用地管財課のメールアドレス）
- ・ 回答日時
- ・ 落札者の決定日

### 4. 入札執行の内容確認

用地管財課契約管理係において、当該入札の執行について、適正な入札であるか確認を行う。

### 5. 落札者決定の保留

開札後、有効な入札のうち、最低価格で入札した応札者を落札候補者とし、入札結果確認期間中は、落札者の決定を保留する。

保留とした後、対象案件の応札者に対し、電子入札システムにて、有効な入札の最低入札額を記載した保留通知書を発行する。

### 6. 質問等を行うことができる者

入札結果に質問等を行うことができる者は、対象案件の入札応札者に限る。ただし、工事費内訳書を提出しない等、入札参加要件を満たしていない者を除く。

### 7. 公表設計書の閲覧等

対象案件の公表設計書については、6. に規定する者に限り、用地管財課において閲覧することができる。

閲覧希望者は、別紙「設計書閲覧申込書」（様式1）により、応札者であることを証するため、担当者の名刺を添えて申し込む。

## 8. 質問等の方法

質問等は、別紙「入札結果確認質問書」（様式2）により、用地管財課宛に電子メールを送信して行うこととし、質問者はメール送信後、契約管理係まで連絡する。

## 9. 質問等がなかった場合

質問等がなかった場合は、入札結果確認期間終了後に、落札候補者を落札決定者とし、電子入札システムにより落札者決定通知書を発行する。

## 10. 質問等があった場合

質問があった場合は、質問等に係る調査等を行い、原則として入札結果確認期間終了の翌日午後5時までに回答を行うこととし、手続き等は次のとおりとする。

※ この期日及び期間については、燕市の休日を定める条例第1条に規定する休日は含めない。

### (1) 設計に誤り等がなかった場合

入札は有効であり、落札候補者を落札決定者とする。

#### ア 質問者への回答

個別に電子メールで「入札結果確認質問回答書」（様式3）を送信する。

#### イ 応札者（質問者を含む）への通知及び質問等の開示

落札候補者を落札決定者とし、電子入札システムにより、落札者決定通知書を発行する。また、質問等及び回答内容について、「入札結果確認質問回答書」（様式3）を入札情報サービスにより開示する。

### (2) 設計に誤り等があった場合

#### ① 落札候補者に変更が生じる場合

入札は中止とする。

#### ア 質問者への回答

個別に電子メールで「入札結果確認質問回答書」（様式3）を送信する。

#### イ 応札者（質問者を含む）への通知及び質問等の開示

電子入札システムにより入札中止通知書を発行する。なお、入札中止通知書には、「入札結果に対する質問等があり、調査の結果、設計に誤りがあったため入札を中止する」旨を記載する。また、質問等及び回答内容について、「入札結果確認質問回答書」（様式3）を、入札情報サービスにより開示する。

#### ② 落札候補者に変更が生じない場合

入札は有効であり、落札候補者を落札決定者とする。

#### ア 質問者への回答

個別に電子メールで「入札結果確認質問回答書」（様式3）を送信する。

#### イ 応札者（質問者を含む）への通知及び質問等の開示

電子入札システムにより、落札者決定通知書を発行する。また、質問等及び回答内容について、「入札結果確認質問回答書」(様式3)を、入札情報サービスにより開示する。

ウ 落札金額等について

この場合においては、落札金額に消費税を加えた額で契約を締結し、後日、設計誤りを補正した設計額に落札率を乗じて得た額で変更契約を締結する。

**11. 質問等により入札を中止した案件の取扱い**

質問等の調査の結果、入札を中止した案件については、設計内容を見直した上で、改めて入札を実施する。

**12. 適用日**

本事務要領は、令和5年4月1日以降に公告を行う入札から適用する。